

平成 2 7 年度

保育料表（保育標準時間）

（福岡市）

＜参考＞ 国徴収金基準額表
（利用児童が 1 人の場合）

利用児童の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）		本市区分	国区分	徴収金基準額（月額）	
階層区分	区 分（税 額）		3 歳未満児の 場 合	3 歳以上児の 場 合			3 歳未満児の 場 合	3 歳以上児の 場 合
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	A	1	円 0	円 0
B	A階層を除き、 前年度市町村民 税（9月以降は当 該年度分市町村 民税）の額の区分 が次の区分に該 する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	B	2	9,000	6,000
C1		市町村民税のうち所得割 非課税世帯	14,200 〔 7,100 〕	12,400 〔 6,200 〕	C1	3	19,500	16,500
C2		市町村民税のうち所得割が 48,600円未満	17,000 〔 8,500 〕	14,400 〔 7,200 〕	C2			
D1		〃 48,600円～ 61,000円未満	19,800 〔 9,900 〕	16,400 〔 8,200 〕	D1	4	30,000	27,000 〔保育単価 限度〕
D2		〃 61,000円～ 73,000円未満	22,600 〔 11,300 〕	18,400 〔 9,200 〕	D2			
D3		〃 73,000円～ 85,000円未満	25,400 〔 12,700 〕	20,400 〔 10,200 〕	D3			
D4		〃 85,000円～ 97,000円未満	28,200 〔 14,100 〕	22,400 〔 11,200 〕	D4			
D5		〃 97,000円～126,000円未満	31,900 〔 16,000 〕	23,700 〔 11,900 〕	D5	5	44,500	41,500 〔保育単価 限度〕
D6		〃 126,000円～149,000円未満	35,600 〔 17,800 〕	25,000 〔 12,500 〕	D6			
D7		〃 149,000円～169,000円未満	39,300 〔 19,700 〕	26,300 〔 13,200 〕	D7			
D8		〃 169,000円～255,000円未満	44,600 〔 22,300 〕	27,600 〔 13,800 〕	D8	6	61,000	58,000 〔保育単価 限度〕
D9		〃 255,000円～301,000円未満	53,000 〔 26,500 〕	28,900 〔 14,500 〕	D9			
D10		〃 301,000円～397,000円未満	64,000 〔 32,000 〕	30,200 〔 15,100 〕	D10	7	80,000 〔保育単価 限度〕	77,100 〔保育単価 限度〕
D11		〃 397,000円以上	83,200 〔 41,600 〕	30,200 〔 15,100 〕	D11	8	104,000 〔保育単価 限度〕	101,000 〔保育単価 限度〕

注 1 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3 人目以降の児童は無料となります。

（※）保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童
（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）

注 2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注 3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で 3 歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

平成27年度 保育料表（保育短時間）

（福岡市）

＜参考＞ 国徴収金基準額表
（利用児童が1人の場合）

利用児童の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）	
階層区分	区 分 （ 税 額 ）		3歳未満児の場 合	3歳以上児の場 合
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	A階層を除き、 前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分 が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯	13,900 〔 7,000 〕	12,100 〔 6,100 〕
C2		市町村民税のうち所得割が48,600円未満	16,700 〔 8,400 〕	14,100 〔 7,100 〕
D1		48,600円～61,000円未満	19,400 〔 9,700 〕	16,100 〔 8,100 〕
D2		61,000円～73,000円未満	22,200 〔 11,100 〕	18,000 〔 9,000 〕
D3		73,000円～85,000円未満	24,900 〔 12,500 〕	20,000 〔 10,000 〕
D4		85,000円～97,000円未満	27,700 〔 13,900 〕	22,000 〔 11,000 〕
D5		97,000円～126,000円未満	31,300 〔 15,700 〕	23,200 〔 11,600 〕
D6		126,000円～149,000円未満	34,900 〔 17,500 〕	24,500 〔 12,300 〕
D7		149,000円～169,000円未満	38,600 〔 19,300 〕	25,800 〔 12,900 〕
D8		169,000円～255,000円未満	43,800 〔 21,900 〕	27,100 〔 13,600 〕
D9		255,000円～301,000円未満	52,000 〔 26,000 〕	28,400 〔 14,200 〕
D10		301,000円～397,000円未満	62,900 〔 31,500 〕	29,600 〔 14,800 〕
D11		397,000円以上	81,700 〔 40,900 〕	29,600 〔 14,800 〕

本市区分	国区分	徴収金基準額（月額）	
		3歳未満児の場 合	3歳以上児の場 合
A	1	円 0	円 0
B	2	9,000	6,000
C1	3	19,300	16,300
C2			
D1	4	29,600	26,600 〔保育単価〕 〔限 度〕
D2			
D3			
D4			
D5	5	43,900	40,900 〔保育単価〕 〔限 度〕
D6			
D7			
D8	6	60,100	57,100 〔保育単価〕 〔限 度〕
D9			
D10	7	78,800 〔保育単価〕 〔限 度〕	75,800 〔保育単価〕 〔限 度〕
D11	8	102,400 〔保育単価〕 〔限 度〕	99,400 〔保育単価〕 〔限 度〕

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

（※）保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童
（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）

注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。